

第24回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年11月24日（火）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

大島廣靖，尾関利一，加藤 靖，合田篤子，佐竹 悟，舘 清，角田雅彦，
徳本修一，中川悦子，原 啓一郎（委員長），柳原 浩，渡邊智美（五十音順，
敬称略）

(2) オブザーバー

大久保判事補

(3) 事務担当者

岩武首席家裁調査官，早川首席書記官，市村次席家裁調査官，鈴木事務局長，
小笠原総務課長，武田総務課課長補佐，永藁庶務係長

4 議事

- (1) 委員長開会挨拶及び前回委員会で提案された意見に対する取組状況の報告
- (2) 新任委員紹介・挨拶
- (3) 本日のテーマ「家事事件手続法の趣旨に沿った調停運営に向けた取組について」
の基本説明及び模擬家事調停の実演
- (4) 質疑応答及び意見交換
別紙のとおり
- (5) 退任委員の挨拶

(6) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成28年6月7日(火) 午後1時30分

(2) テーマ

未定

(別紙)

(発言者／○委員，●事務担当者)

模擬家事調停の実演や説明を踏まえて，感想，意見及び取組について

- 今回の模擬調停については，当事者のものわかりもよく，調停委員役も上手に対応していたので，離婚しなくてよいケースではないかと思ったが，傾聴等のカウンセリング技術を身につけている職種の方が調停委員であれば，調停がまとまりやすいのではないかと思った。
- 調停委員には，臨床心理士や元家庭裁判所調査官もいる。また，調停委員の研修等で，傾聴が大変大事だということを指導している。
- 今回の模擬調停のケースのように申立人（妻）が相手方（夫）との同席説明を拒否したときに，調停を進めるにあたって，相手との意思の疎通をはかる方法として，例えば手紙等のやり取りをすることはあるのか。
- ある程度カウンセリングマインドを理解している調停委員は，手紙の類を利用することもある。また，必要に応じて，家庭裁判所に勤務する医務室技官（精神科医）や看護師を活用することもある。
- 子供の意向聴取においては，年齢等は関係あるのか。
- 裁判官から意向聴取命令を受ける場合は，子の年齢，意思形成能力の程度のほか，個別に発達の種類や，環境，状況も考慮する。
- ホワイトボードの活用は，お互いの意思を整理するツールとして，とても良いと思った。同席説明を拒否されることが多いとのことだが，離婚調停においては，一概には言えないかもしれないが，結婚当初夫婦仲が良い頃もあったと思われ，お互いの悪い評価だけでなく，その頃のお互いの良かった評価を会話に取り入れながら調停を進めると，同席をしても良いという気持ちになるではないか。
- 同席説明を拒否された際には，法の趣旨に沿って手続の透明性を確保する補完的な

意味合いで、ホワイトボードで内容が見える化して確認できるようにしている。

○今回の模擬調停はスムーズにまとまったようだが、家事と民事の調停の審理期間はどのくらいなのか。

●民事調停は、債務が払えないので調整してほしいという事件がほとんどであり、一回で終わることが多い。また、調整がつかなければ不成立となって訴訟になるケースが多い。一方、家事調停はなるべく成立させるよう働きかけるので、必然的に時間がかかる。また、遺産分割や子の面会交流の調整等は時間がかかるケースが多く、一般的に家事調停は審理期間が長くなると考えられる。

○ホワイトボードの活用方法について、前回記載のボードを継続して活用しているのか、その回限りなのか。

●ホワイトボードの内容を「振り返りシート」を利用して共有し、次回までに確認、検討をしてもらうといった積み上げ方式で確認をしている。

○同席を拒否するタイプには一定の傾向があるのか。傾向や理由を検討して何か対策をとれないか。

●同席説明の拒否は申立人がすることが多い。また、申立人は女性が多い。

○同席説明を拒否する主な理由には、過去に暴力を受けたことにより同じ場で話すことが難しいことがあると思われる。最初から同席説明をせず、調停を重ねてホワイトボードで確認しながら、相手の考え方もわかっていく中で、徐々に同席をしても話していけるのではないかという状態になると思われる。最初の趣旨説明は大切だとしても、最初から無理に同席させると後の解決にも影響するのではないか。

●無理に同席をさせることはしていないが、期日を重ねて、途中で同席してもよいと心変わりするようなケースもあるかもしれないので、調停委員の研修等で、調停の進め方として参考にしたい。

○調停委員は相手方と申立人に話しかける際に、二人称の使い方を工夫しているのか。

今回の模擬調停において、申立人（妻）には当初から被害者意識と恐怖が強いという前提で調停にきているので、冷静に「あなた」と呼んで話しかける対象であるという意識付けをする方向で話しかけていたが、相手方（夫）には「お父さん」と役割や関係性を自覚させるように話しかけていた。言葉の使い方で、場面や状況が変わってくるので、使い分けているように思った。

- その状況に応じた呼び方、話し方が大切であり、改めて、意識付けという点で参考にしたい。二人称の使い方について、調停委員の研修等に活かしたい。
- 同席を断る理由は、不安感や恐怖感が強いのではないかと思うので、裁判所の職員（事務官等）が双方に付き添いをしたらどうか。控室に一人っていると不安や恐怖がどんどん募ると思われ、これを少しでも解消するために、事務官等が付き添って自分は一人ではないという認識をもって調停に臨んでもらうとよいのではないか。
- 一方だけに付き添いができない裁判所特有の性質もあるところである。メンタルに問題があるような場合は、臨床心理士、親族、または家庭裁判所に勤務する看護師が控室で付き添うことはあるが、基本的には、裁判所職員が付き添うことはない。DV等の事案など、警備目的で事務官や書記官を配置することはある。
- 金沢の調停委員は何人いるのか。
- 金沢家庭裁判所の本庁では90人ほど所属している。
- どういった人が調停委員となっているのか。また、事件によって担当する調停委員を替えているのか。
- 調停委員は、財産関係、法律関係等の専門分野を専門とする方とともに、一般的な教養のある方という観点でも選んでおり、専門的分野の調停事件については、その専門の調停委員が担当し、離婚事件のように社会一般の感覚や意見をいただきたいときには、専業主婦等も含めた一般の調停委員が担当するなど、事案に応じた形で調停委員が事件を担当するようにしている。

- 精神疾患を抱えている当事者の事案は、精神科医の調停委員が担当したり、夫婦間の離婚調停の場合は、必ず男女の調停委員に担当してもらっている。
- 更生保護関係の機関に調停委員の募集の案内があったようだが、今の話を聞いて、一般の方でもいいということであれば、声かけをしていきたい。
- 特に一般の方の手が挙がらない状況であるので、意欲のある方がいればぜひ応募していただきたく、声かけをお願いしたい。
- 離婚調停成立後、養育費等の調停を申し立てることができるのか。
- 養育費や子の面会交流のほか、2年以内であれば財産分与の申立もできる。最近では、離婚後の紛争調停も増えている。
- この調停の取組については、とても意義のあることだと感じた。家庭裁判所が取り扱う事件の内容が国民にとって一番身近だと思う反面、当事者にしてみれば、大変なところに来てしまったと自分の感情だけが渦巻いていくような中で、話し合いを進めて行くことになる。結果はどうあれ、双方納得したものに近づくための場の雰囲気や環境を整えていくための取組は、必須だと感じた。
- 私の職業柄から思うのは、甘いお菓子を食べると、皆笑顔になり、幸せな気持ちになる。可能であるかはわからないが、調停の場に飴でも置いておいて、何かのタイミングで飴を差し出せば、頭も休まり、気持ちも和らぐのではないか。
- 感情的な気持ちを埋めるという意味で、ティッシュを差し出すこともテクニックの一つである。
- 本日、委員の皆様からいただいた貴重なご意見は、家事事件手続法の趣旨に沿った調停運営に効果的な取組となるよう参考とさせていただきたい。